

○函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
令和元年6月21日条例第2号

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の財産である緑豊かな自然環境や美しい富士山等の眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため必要な事項を定め、もって災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第2条第4項に掲げるエネルギー源のうち太陽光及び風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 事業 町内において再生可能エネルギー発電設備の設置又は同設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を行う者をいう。
- (5) 事業地 事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
- (6) 地元自治会等 事業地の全部又は一部を含む地元自治会と事業により生活環境等に影響を及ぼすおそれのある自治会をいう。
- (7) 土地所有者 事業地の全部又は一部について、所有権その他の使用権原を有する者であつて、事業者に対し再生可能エネルギー発電設備を設置する権限を与えた者又はその継承人をいう。
- (8) 近隣関係者 事業地の全部又は一部に隣接する土地又は建築物を所有し、又は使用する者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、町の景観、自然環境及び生活環境に影響を与えないよう配慮するとともに、地元自治会等、土地所有者及び近隣関係者(以下、この条において「利害関係者」という。)に対して事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について説明し、利害関係者と良好な関係を保持するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業を継続している間又は終了する場合において、発生した不要な設備について関係法令に基づき適正に処理又は再利用に努めるものとする。また、事業終了を予定する場合は、土地所有者と連携して事業終了後における事業地の有効利用を図ることができるよう努めるものとする。

3 事業者は、前項の不要な設備を適正に撤去及び処分するため、その費用を積み立てなければならない。

4 事業者は、利害関係者から事業に関する苦情等があった場合は、利害関係者の理解が得られるよう誠実な対応に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、第1条の目的を理解したうえで、町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めるものとする。

(適用事業)

第6条 この条例を適用する事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 太陽光 事業地の敷地面積が1,000平方メートル以上の事業
 - (2) 風力 発電設備の高さが10メートルを超える事業
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根又は屋上で行う太陽光発電事業は、適用しない。

(抑制区域)

第7条 町長は、景観、自然環境及び自然災害等の防止による生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (3) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある区域
- (4) 本町を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域
- (5) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域

2 町長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 第1項の抑制区域は、規則で定める。

(説明会の実施)

第8条 事業者は、町内において事業を実施しようとするときは、次条の規定による届出を行う前に、地元自治会等に対して、説明会を開催し、理解が得られるよう努めなければならない。また、説明結果を町長に報告しなければならない。

(届出及び同意)

第9条 事業者は、町内において事業を実施しようとするときは、事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第16条第1項において同じ。)
- (2) 事業を行う位置及び事業の計画を明らかにする図書
- (3) 事業地及びその周辺の状況を示す写真
- (4) 事業に係る設計又は施工方法を明らかにする図書
- (5) 地元自治会等への説明に係る報告書
- (6) 再生可能エネルギー発電設備及び事業地の保守点検及び維持管理方法を明らかにする図書(以下「保守点検等計画」という。)
- (7) 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分方法を明らかにする図書(以下「撤去等計画」という。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

2 事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生ずるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

3 事業者は、町内において事業を実施しようとするとき又は町内において実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。

4 町長は、前項の同意には、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(同意の制限)

第10条 町長は、事業地の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合は、前条第3項の同意をしないものとする。ただし、事業地及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと判断される場合はこの限りでない。

2 町長は、必要に応じて町民の安全・安心で生活しやすい環境の保全について函南町土地利用調査委員会の意見を聴くことができる。

(完了の届出)

第11条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了した場合には、完了後30日以内に町長に届け出なければならない。

(稼働状況等に関する報告等)

- 第12条 事業者は、当該施設の運転を開始しようとするときは、運転開始の30日前までに町長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、当該施設の運転を開始したときは、保守点検等計画に基づき適切に管理を行うとともに、稼働状況及び使用済み設備の撤去、処分費用の積立状況について、翌年度の4月末日までに町長に報告しなければならない。また、設備に異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。
 - 3 事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震その他の自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態が発生した場合であって、土砂流出等事業地周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならない。
 - 4 前2項に規定する場合のほか、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、町長は再生可能エネルギー発電設備の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

- (事業の廃止等)
- 第13条 事業者は、事業を廃止したときは、廃止後30日以内に事業廃止届を町長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、事業終了後、関係法令に基づき再生可能エネルギー発電設備を事業地に放置することなく速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。また、撤去及び処分が完了したときは、撤去後30日以内に撤去完了届を町長に提出しなければならない。
 - 3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出をした事業者に対し、撤去等計画に基づき再生可能エネルギー発電設備の用途廃止に係る適正な措置をとること、及び事業地の跡地利用の有効活用を推進することを求めることができる。

- (立入調査)
- 第14条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に説明又は報告を求めるとともに、必要に応じ職員を事業地に立ち入らせ、必要な調査(以下「立入調査」という。)を行わせることができる。

- 2 立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に求められたときは、提示しなければならない。
- 3 立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- (指導、助言又は勧告)
- 第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。
- (1) 第9条第1項又は第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項の同意を得ずに事業に着手したとき。
 - (2) 第12条の規定による届出、報告をせず、又は必要な対策を講じなかったとき。
 - (3) 第13条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は再生可能エネルギー発電設備の適正な処分を行わなかったとき。
 - (4) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒否したとき。

- 2 町長は、前項の規定による指導又は助言を受けた事業者が、正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、その事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (公表)
- 第16条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容その他必要な事項を経済産業省に情報提供を行うとともに、公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定により経済産業省への情報提供又は公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- (委任)
- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 事業者が既に事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請若しくは届出を行っている場合又は事業を行っている場合には、町長は事業者に対し第9条第1項の届出を求めることができる。